

藤沢市スポーツ振興審議会委員の任命につき市長の意見を求めることについて

藤沢市スポーツ振興審議会委員に欠員が生じたことに伴い、その残任期間にかかる委員を任命したいので、スポーツ振興法第18条第4項後段の規定により市長の意見を求めることにつき協議する。

2010年（平成22年）7月30日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 氏名等

ふりがな 氏 名	生年月日	住 所	選出区分	新任 再任 の別	備 考
いわの 岩野 たえこ 妙子			学識経験を有する者	新任	藤沢市 社会教育 委員会議

2 任期

任命の日から2011年7月25日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市スポーツ振興審議会委員に欠員が生じたことに伴い、その残任期間にかかる委員を任命するにあたり、スポーツ振興法第18条第4項後段の規定により市長の意見を求める必要があるため。

参 考

スポーツ振興法 抜粋

(スポーツ振興審議会等)

第18条 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かなければならない。

藤沢市スポーツ振興審議会条例 抜粋

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。